

瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 3 月 31 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 22 号

瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年瀬戸市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（週休日の振替等）</p> <p>第 3 条 <省略></p> <p>2 任命権者は、週休日の振替（条例第 5 条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。）又は 4 時間の勤務時間の割振り変更（同条の規定に基づき勤務日（4 時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。）のうち 4 時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該 4 時間の勤務時間を条例第 5 条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。）を行う場合には、週休日の振替又は 4 時間の勤務時間の割振り変更（以下「週休日の振替等」という。）を行った後において、週休日が毎 4 週間につき 4 日以上となるようにし、かつ、勤務日等（条例第 8 条の 2 第 1 項に規定する勤務日</p>	<p>（週休日の振替等）</p> <p>第 3 条 <省略></p> <p>2 任命権者は、週休日の振替（条例第 5 条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。）又は 4 時間の勤務時間の割振り変更（同条の規定に基づき勤務日（4 時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。）のうち 4 時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該 4 時間の勤務時間を条例第 5 条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。）を行う場合には、週休日の振替又は 4 時間の勤務時間の割振り変更（以下「週休日の振替等」という。）を行った後において、週休日が毎 4 週間につき 4 日以上となるようにし、かつ、勤務日等（条例第 10 条第 1 項に規定する勤務日等</p>

等をいう。以下同じ。)が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

3 <省略>

(時間外勤務を命ずる際の考慮)

第8条の3 <省略>

2 <省略>

(時間外勤務代休時間の指定)

第9条 条例第8条の2第1項の市長が定める期間は、瀬戸市職員の給与に関する条例(昭和36年瀬戸市条例第4号。以下「給与条例」という。)第16条第5項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月(次項において「60時間超過月」という。)の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。

2 任命権者は、条例第8条の2第1項の規定に基づき時間外勤務代休時間(同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。)を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等(休日及び代休日(条例第10条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。))を除く。第4項において同じ。)に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与条例第16条第5項の規定の適用を受ける時間(以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

— 給与条例第16条第1項の勤務のうち同条第2項第1号に掲げる勤務に係る時間(第4号に掲げる時間を除く。) 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の

をいう。第10条第1項において同じ。)が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

3 <省略>

(時間外勤務を命ずる際の考慮)

第9条 <省略>

2 <省略>

2.5を乗じて得た時間数

— 給与条例第16条第1項の勤務のうち同条第2項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数

— 給与条例第16条第3項の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

— 給与条例第16条第4項(瀬戸市職員の育児休業に係る給与等に関する条例(昭和51年瀬戸市条例第30号)第4条の2及び第4条の4の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数

3 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分(年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次有給休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間)を単位として行うものとする。

4 任命権者は、条例第8条の2第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

5 任命権者は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。

る。

6 時間外勤務代休時間の指定の手續に関し必要な事項は、市長が定める。

(深夜勤務の制限を受ける育児を行う職員の範囲)

第9条の2 条例第8条の3第1項の規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

から まで <省略>

(介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第9条の4 前条の規定は、条例第8条の3第2項に規定する介護を行う職員について準用する。

(代休日の指定)

第10条 代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等(条例第8条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。)について行わなければならない。

2及び3 <省略>

(年次有給休暇の繰越し)

第12条 条例第12条第2項の規則で定める日数は、一の年における年次有給休暇の20日(第11条第1項各号に掲げる職員にあっては、同項の規定による日数)を超えない範囲内の残日数(1日未満の端数があるときは、これを含む。)とする。

(年次有給休暇の単位)

第13条 <省略>

2 年次有給休暇の残日数のすべてを使用しよう

(深夜勤務の制限を受ける育児を行う職員の範囲)

第9条の2 条例第8条の2第1項の規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

から まで <省略>

(介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第9条の4 前条の規定は、条例第8条の2第2項に規定する介護を行う職員について準用する。

(代休日の指定)

第10条 条例第10条第1項の規定に基づく代休日(同項に規定する代休日をいう。以下同じ。)の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等(休日を除く。)

2及び3 <省略>

(年次有給休暇の繰越し)

第12条 条例第12条第2項の規則で定める日数は、一の年における年次有給休暇の20日(第11条第1項各号に掲げる職員にあっては、同項の規定による日数)を超えない範囲内の残日数(1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数)とする。

(年次有給休暇の単位)

第13条 <省略>

とする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、前項の規定にかかわらず、当該残日数のすべてを使用することができる。

3 <省略>

(特別休暇)

第15条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

から まで <省略>

職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の7月から9月までの期間(職員の勤務条件の特殊性その他のやむを得ない理由があると市長が認めた場合には、別に定める期間)内における、週休日、条例第8条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除く5日の範囲内の期間

から まで <省略>

2から4まで <省略>

2 <省略>

(特別休暇)

第15条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

から まで <省略>

職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の7月から9月までの期間(職員の勤務条件の特殊性その他のやむを得ない理由があると市長が認めた場合には、別に定める期間)内における、週休日、休日及び代休日を除く5日の範囲内の期間

から まで <省略>

2から4まで <省略>

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、公布の日から施行する。